

茨城沿岸海岸保全基本計画 改訂検討委員会（第2回）

【茨城沿岸海岸保全基本計画(改訂原案)について】

『海岸の保全に関する基本的な事項』

令和7年(2025年) 12月25日



茨城県

基本計画(改訂原案)の内容と構成

『茨城沿岸海岸保全基本計画(改訂版)』(茨城県、平成28年3月)	『茨城沿岸海岸保全基本計画(改訂版)』(茨城県、令和8年3月)
1. 海岸保全基本計画の策定について	1. 海岸保全基本計画の策定について
1.1 背景	1.1 背景 (文章の変更)
1.2 計画を作成する海岸の区分	1.2 計画を作成する海岸の区分 (文章の変更)
1.3 計画対象範囲	1.3 計画対象範囲 (文章の変更)
1.4 海岸保全基本計画において定める事項	1.4 海岸保全基本計画において定める事項 (文章の変更)
2. 茨城沿岸の現況と課題	2. 茨城沿岸の現況と課題
2.1 防護面から見た現況と課題	2.1 防護面から見た現況と課題 (文章の変更)
2.2 環境面から見た現況と課題	2.2 環境面から見た現況と課題 (文章の変更)
2.3 利用面から見た現況と課題	2.3 利用面から見た現況と課題 (文章の変更)
2.4 その他の課題	2.4 その他の課題
(1) 防護・環境・利用のトレードオフ	(1) 防護・環境・利用のトレードオフ
(2) 海岸域における他事業との関係	(2) 海岸域における他事業との関係 (文章の変更)
3. 海岸の保全に関する基本的な事項	3. 海岸の保全に関する基本的な事項
3.1 茨城沿岸の保全の方向	3.1 茨城沿岸の保全の方向 (文章の変更)
3.2 海岸の防護に関する事項	3.2 海岸の防護に関する事項 (文章の変更)
3.2.1 海岸の防護の目標	3.2.1 海岸の防護の目標 (文章の変更)
(1) 防護すべき地域	(1) 防護すべき地域
(2) 防護水準	(2) 防護水準 (文章の変更)
	(3) 気候変動への適応策 (追加項目)
3.2.2 海岸の防護の目標を達成するために実施しようとする施策	3.2.2 海岸の防護の目標を達成するために実施しようとする施策
(1) 津波・高潮対策	(1) 津波・高潮対策 (文章の変更)
(2) 侵食対策	(2) 侵食対策 (文章の変更)
(3) 海岸保全施設の整備	(3) 海岸保全施設の整備 (文章の変更)
(4) 海岸保全に関する基礎的データの取得、蓄積	(4) 海岸保全に関する基礎的データの取得、蓄積
(5) 海岸保全事業の計画	(5) 海岸保全事業の計画
3.3 海岸環境の整備及び保全に関する事項	3.3 海岸環境の整備及び保全に関する事項
(1) 生物の生育、生息環境に配慮した海岸保全事業の推進	(1) 生物の生育、生息環境に配慮した海岸保全事業の推進
(2) 海岸景観・観光資源としての海岸に配慮した海岸保全施設の整備	(2) 海岸景観・観光資源としての海岸に配慮した海岸保全施設の整備
(3) 海岸汚損の抑制	(3) 海岸汚損の抑制 (文章の変更)
(4) 自然豊かな海岸環境の保全のための取組みの推進と行為の制限、徹底	(4) 自然豊かな海岸環境の保全のための取組みの推進と行為の制限、徹底
(5) 海岸環境に関する情報の共有	(5) 海岸環境に関する情報の共有
3.4 海岸における公衆の適正な利用に関する事項	3.4 海岸における公衆の適正な利用に関する事項
(1) 地域振興との連携、調和	(1) 地域振興との連携、調和
(2) 地域の個性を生かした親しまれる海岸づくり	(2) 地域の個性を生かした親しまれる海岸づくり
(3) 海辺への円滑なアクセスの確保	(3) 海辺への円滑なアクセスの確保 (文章の変更)
(4) 海岸保全施設の更新	(4) 海岸保全施設の更新
(5) サーフィン等の海岸利用における利便性と海岸集落の快適性の向上	(5) サーフィン等の海岸利用における利便性と海岸集落の快適性の向上
(6) 多様な海岸域利用の調整・海岸利用のルールづくり	(6) 多様な海岸域利用の調整・海岸利用のルールづくり (文章の変更)
(7) 海岸の魅力の発信	(7) 海岸の魅力の発信 (文章の変更)
4. 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項	4. 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項
4.1 防護・環境・利用の取組みの方向と海岸保全施設の整備方針	4.1 防護・環境・利用の取組みの方向と海岸保全施設の整備方針 (文章の変更)
・表4.1. 各海岸の取組みの方向と海岸保全施設の整備方針	・表4.1. 各海岸の取組みの方向と海岸保全施設の整備方針 (文章の変更)
4.2 海岸保全施設の施設の新設又は改良に関する事項	4.2 海岸保全施設の施設の新設又は改良に関する事項 (文章の変更)
(1) 海岸保全施設を新設又は改良しようとする区域	(1) 海岸保全施設を新設又は改良しようとする区域
(2) 海岸保全施設の種類、規模及び配置	(2) 海岸保全施設の種類、規模及び配置
	(3) 海岸保全施設の段階的な整備 (追加項目)
(3) 海岸保全施設による受益の地域及びその状況	(4) 海岸保全施設による受益の地域及びその状況
4.3 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項	4.3 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項
(1) 海岸保全施設の存する区域	(1) 海岸保全施設の存する区域
(2) 海岸保全施設の種類、規模及び配置	(2) 海岸保全施設の種類、規模及び配置
(3) 海岸保全施設の維持又は修繕の方法	(3) 海岸保全施設の維持又は修繕の方法
・表4.3、図4.1. 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項	・表4.3、図4.1. 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 (文章の変更)
5. これからの海岸づくりに向けた重要事項	5. これからの海岸づくりに向けた重要事項
5.1 海岸管理者等関係機関における体制づくり	5.1 海岸管理者等関係機関における体制づくり
5.2 市町村による日常的な海岸管理の推進	5.2 市町村による日常的な海岸管理の推進
5.3 海岸管理者と海岸利用者や海岸協力団体等との連携	5.3 海岸管理者と海岸利用者や海岸協力団体等との連携
5.4 海岸管理者と大学・研究機関等との連携	5.4 海岸管理者と大学・研究機関等との連携
5.5 多様な主体との連携	5.5 多様な主体との連携
5.6 海岸愛護の啓発、海岸環境教育の充実	5.6 海岸愛護の啓発、海岸環境教育の充実
5.7 地球温暖化に伴う気候変動への対応	5.7 気候変動への対応 (文章の変更)
5.8 計画の見直し	5.8 計画の見直し (文章の変更)

1. 計画書の概要

2. 現況と課題

3. 保全に関する基本的な事項

4. 施設の整備に関する基本的な事項

5. 海岸の保全に関するその他の重要事項

「海岸保全基本方針」による項目

茨城県独自の項目

海岸基本方針における「定めるべき基本的な事項」

三 海岸保全基本計画の作成に関する基本的な事項

1 定めるべき基本的な事項

(1) 海岸の保全に関する基本的な事項

- ① 海岸の現況及び保全の方向に関する事項
- ② 海岸の防護に関する事項(目標、施策)
- ③ 海岸環境の整備及び保全に関する事項(施策)
- ④ 海岸における公衆の適正な利用に関する事項(施策)

(2) 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

① 海岸保全施設の新設又は改良に関する事項

- イ 区域
- ロ 種類・規模・配置
- ハ 受益地域

② 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項

- イ 区域
- ロ 種類・規模・配置
- ハ 維持修繕の方法

H26.6
法改正に伴
う追加項目

R2
・
11
の
基本
方針
改訂
で
項目
の
変更
なし

3 海岸の保全に関する基本的な事項

3.1 茨城沿岸の保全の方向

3.2 海岸の防護に関する事項

3.3 海岸環境の整備及び保全に関する事項

3.4 海岸における公衆の適正な利用に関する事項

3. 海岸の保全に関する基本的な事項

茨城沿岸の保全の方向に関する事項

改訂原案 p.58

令和2年(2020年)の基本方針の変更内容、現計画以降に出された「気候変動適応法」、「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方提言」等の内容を踏まえ一部修正。

〈茨城沿岸のあるべき姿と保全の方向〉

茨城沿岸は、勇壮、長大な景観を形づくる一方で、海の脅威から私たちの暮らしを守る役割を果たしてきた。また、沖合では親潮(寒流)と黒潮(暖流)が交錯する特別な海域であり、多様な生物相を育む豊かな海岸が形成されている。この生物の多様性と多彩な海岸景観は、地域固有の貴重な財産であり、それらの資源の永続的な保全を念頭に置いた持続可能な海岸利用のあり方を確立することが求められている。また、平成23年3月の東日本大震災がもたらした甚大な被害、影響を教訓とするとともに、将来の気候変動に伴い予測される高潮等による災害の頻発化・激甚化に適応するため、災害に強い強靱な海岸との調和を目指した総合的な海岸保全が求められている。この、人々が豊かに安全に暮らし、また憩い集うことができる魅力的な海岸を茨城沿岸のあるべき姿とする。

そして、このあるべき姿を達成し、地域と行政が緊密に連携協力することにより、その恩恵を県民が等しく将来にわたり、享受し続けられるよう努めることを、茨城沿岸の保全の方向とする。

3 海岸の保全に関する基本的な事項

3.1 茨城沿岸の保全の方向

3.2 海岸の防護に関する事項

3.2.1 海岸の防護の目標

(1) 防護すべき地域

(2) 防護水準

(3) 気候変動への適応【追加項目】

3.2.2 海岸の防護の目標を達成するために実施しようとする施策

3.3 海岸環境の整備及び保全に関する事項

3.4 海岸における公衆の適正な利用に関する事項

3. 海岸の保全に関する基本的な事項

3.2.1 海岸の防護の目標

改訂原案 p.59

【津波】

- 気候変動の影響(海面水位上昇)を考慮したうえでのレベル1津波を想定

【高潮・波浪】

- 「茨城沿岸計画外力・高潮浸水想定検討委員会」の検討を踏まえ、潮位・波浪の新しい計画外力を追記。

【侵食】

- 気候変動の影響に伴う高潮と高波浪に対して背後地の防護に必要な砂浜を確保、維持と明記。

3. 海岸の保全に関する基本的な事項

改訂原案 p.59

防護水準

対 象	防 護 水 準
津 波	<p>設計津波 [気候変動の影響を考慮した上で発生頻度は高く(数十年から百数十年の頻度)、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波＝レベル1津波] に対して防護する。</p> <p>なお、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波(レベル2津波)に対しては、住民等の生命を守ることを最優先とし、住民等の避難を軸に、とりうる手段を尽くした総合的な対策を確立していく。</p>
高潮・波浪	<p>気候変動の影響を考慮して想定される高潮位に、同じく気候変動の影響を考慮した50年確率波浪の打上高を加えた水位に対して防護する。</p>
侵 食	<p>砂浜海岸にあっては、気候変動の影響を考慮して想定される高潮位に、同じく気候変動の影響を考慮した50年確率波浪の打上高を加えた高さに対して背後地の防護に必要な砂浜を確保、維持する。</p> <p>崖海岸にあっては、崖上の住居、幹線道路等の守るべき資産の安全を確保する。</p>

3. 海岸の保全に関する基本的な事項

茨城沿岸の計画外力の諸元

改訂原案 p.61

区分	外力諸元		現計画	改訂原案
津波	設計津波 (L1)	地震名	元禄地震(1703) チリ地震(1960)	元禄地震(1703) チリ地震(1960)
		津波水位	T.P. + 3.1m~4.2m	T.P. + 3.2m~4.8m
	最大クラス (L2)	地震名	東北地方太平洋沖地震(2011) H23想定津波	東北地方太平洋沖地震(2011) H23想定津波
		津波水位	T.P. + 4.1m~14.8m	T.P. + 4.1m~14.8m
高潮	朔望平均満潮位		T.P. + 0.7m	T.P. + 0.7m
	平均海面上昇量 (~2100年)		—	0.4m 2℃上昇シナリオ(RCP2.6)
	計画高潮位		T.P. + 1.53m	T.P. + 1.98m
波浪	計画沖波 H_0		ENE 9.1m 13.2s E 8.3m 12.9s ESE 8.5m 13.0s	ENE 9.3m 13.3s E 8.5m 13.0s ESE 8.7m 13.0s
	換算沖波 H_0'		H_0' 7.2m~8.7m T_0' 13.0s~13.2s 波向 海岸線の法線方向	H_0' 7.4m~8.9m T_0' 13.0s~13.3s 波向 海岸線の法線方向

3. 海岸の保全に関する基本的な事項

改訂原案 p.63

《目指すべき堤防高の設定について》

地域海岸ごとに**気候変動の影響を考慮した「設計津波の水位(H1)」**と「高潮波浪による打ち上げ高(H2)」のいずれか高い方に余裕高を加えた高さであり、地域海岸内の最大値として設定。

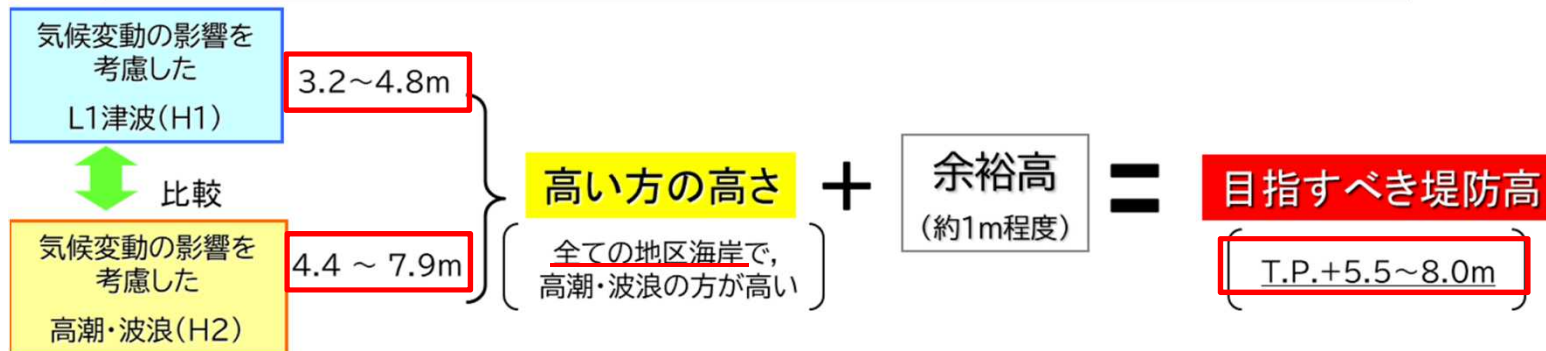
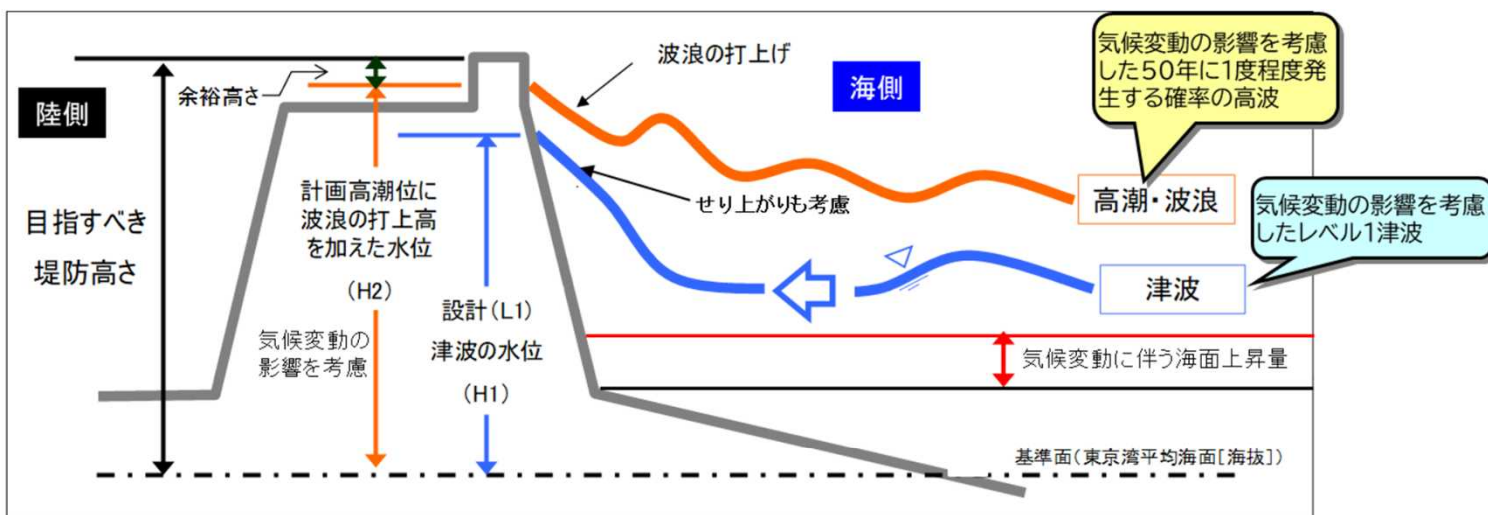


図 3.1 目指すべき堤防高の設定手順

3. 海岸の保全に関する基本的な事項



地域海岸	沿岸地域区分	潮位				波浪				設計津波 (L1)		津波/高潮のチェック	
		計画高潮位 (T.P.+m)	期望平均高潮位 (T.P.+m)	期望平均干潮位 (T.P.+m)	平均海面上昇量	潮位偏差	計画沖波 (H.o, T.o)	波高 (H.o')	周期 (T.o')	波向	対象津波		設計津波の水位 (T.P.+m)
1	北茨城市平潟町 北茨城市大津町	T.P.+1.98m	T.P.+0.70m	T.P.-0.80m	0.40m	0.88m	ENE 9.3m 13.3s E 8.5m 13.0s ESE 8.7m 13.0s	7.4m	13.0s	チリ	4.2	7.5	高潮波浪
2	北茨城市関南町神岡上 北茨城市磯原町										3.7	8.0	高潮波浪
3	北茨城市中郷町小野矢指 高萩市赤浜										3.4	8.0	高潮波浪
4	高萩市高浜町 高萩市石滝										3.2	7.5	高潮波浪
5	日立市川尻町 日立市川尻町										3.4	8.0	高潮波浪
6	日立市日高町 日立市日高町										3.2	6.5	高潮波浪
7	日立市国分町 日立市国分町										3.8	6.0	高潮波浪
8	日立市水木町 日立市大みか町										3.8	7.5	高潮波浪
9	東海村白方 東海村照沼										4.0	7.0	高潮波浪
10	ひたちなか市磯崎町 ひたちなか市磯崎町										4.2	7.0	高潮波浪
11	大洗町磯浜町 大洗町磯浜町										3.9	7.5	高潮波浪
12	大洗町成田町 大洗町成田町										4.3	6.0	高潮波浪
13	鉾田市上釜 鉾田市上釜										4.6	6.0	高潮波浪
14	鉾田市上楠木 鹿嶋市大小志崎										3.3	6.0	高潮波浪
15	鹿嶋市下津 鹿嶋市平井										3.6	8.0	高潮波浪
16	神栖市日川 神栖市日川										4.8	5.5	高潮波浪

※沖防波堤等の沿岸構造物の遮蔽の影響が考えられる区域では、換算沖波を別途検討し、必要に応じて再設定するものとする。

地域海岸ごとの計画外力諸元
(潮位、波浪、設計津波、目指すべき堤防高)

改訂原案 p.62

3. 海岸の保全に関する基本的な事項

《気候変動への適応》 (追加項目)

改訂原案 p.64

気候変動を踏まえた海岸保全のあり方提言(R2.7)を受け、新たに「気候変動への適応」を追加し、ハード対応とソフト対応を追記

(ハード対応)

- 外力条件は、評価時点から**施設の耐用年数**(例えばコンクリート構造物では 50 年)までの**期間中の海面上昇量と台風の強大化による波浪の増大**を考慮。
- 海岸保全施設の整備は、**環境や利用へ配慮しつつ**、堤防・護岸だけでなく他の施設や砂浜等による面的防護等**様々な方策と組み合わせ、防護水準を満たす**。
- 気候変動の影響による外力の不確実性を考慮し、**海岸保全施設の供用開始から耐用年数までの間に適宜見直す**ことを基本とする。

(ソフト対応)

- ハード対策を基本とするが、整備が確実に行われるまでの期間の物的及び人的被害を最小限にとどめることができるよう、気候変動の予測の基礎資料を得るための継続的なモニタリングを実施するとともに、**被害予測結果の公表や避難情報の的確な伝達などのソフト対策を検討**することを基本とする。
- 将来にわたり持続可能な海岸の防護・環境・利用の確保を図るため、必要に応じて、**背後地の土地利用の見直しと連動させた防護ラインの見直し(セットバック)**についても、併せて検討する。

目次

3 海岸の保全に関する基本的な事項

3.1 茨城沿岸の保全の方向

3.2 海岸の防護に関する事項

3.2.1 海岸の防護の目標

3.2.2 海岸の防護の目標を達成するために実施しようとする施策

(1) 津波・高潮対策

(2) 侵食対策

(3) 海岸保全施設の整備

(4) 海岸保全に関する基礎的データの取得、蓄積

(5) 海岸保全事業の計画

3.3 海岸環境の整備及び保全に関する事項

3.4 海岸における公衆の適正な利用に関する事項

3. 海岸の保全に関する基本的な事項

(1) 津波・高潮対策

改訂原案 p.65-66

- ① 地域の海岸特性に対応した津波・高潮対策の推進
 - ・ 気候変動の影響に伴う平均海面水位の上昇や外力の長期変化量を適切に観測・推算し、防護目標の確保へ向けて適切に対応する旨を追記。
- ② 自然の防災機能の活用
 - ・ 緑地や堤防等を一体的に整備することの効果について、気候変動の影響に伴う平均海面水位の上昇や、外力の長期変化による背後地への被害軽減について追記。
- ③ 総合的な防災・減災対策の推進
 - ・ 「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方提言」で示された気候変動の影響を踏まえる旨を追記。

3. 海岸の保全に関する基本的な事項

(2) 侵食対策

改訂原案 p.69、p.71

② 砂浜の確保・維持

- 海岸侵食の要因として、気候変動による平均海面水位の上昇や台風の強大化に伴う荒天時の波高の増大に言及。
- 気候変動による砂浜の長期的変化量の推算と、継続的なモニタリングによる、背後地防護のための必要な砂浜幅、地盤高の確保に努める旨を記載。

⑤ 土砂管理の推進

- 「総合土砂管理の推進に関する懇談会」で示された「総合土砂管理の取組着手段階の道すじ及び支援策(令和6年3月)」を踏まえ、砂浜の継続的なモニタリングと、気候変動による長期的な変化量を適切に推算し、広域的・長期的な土砂収支および漂砂特性と地形変化メカニズムの把握に努め、沿岸漂砂による土砂の収支が適切となるよう構造物の工夫等に取り組む旨を明記。

3. 海岸の保全に関する基本的な事項

(3) 海岸保全施設の整備

改訂原案 p.73、p.76-77

① 被害を軽減する海岸保全施設の整備

- 気候変動の影響に伴う平均海面水位の上昇および外力の長期変化によって生じる堤防等施設の機能の低下など、越波などに対する海岸保全施設の機能保全への影響が懸念されることから、その影響について監視し、適切な対応を図る旨を追記。

③ 適切な維持管理・更新

- 海岸保全施設の維持管理に関するマニュアルである、「海岸保全施設の維持管理マニュアル」(水産庁)に基づき適確に実施する旨を明記。

④ 水門・陸閘等の開口部への対応

- 大洗港区海岸に、新たに整備された水門を追加。



3. 海岸の保全に関する基本的な事項

(5) 海岸保全事業の計画

改訂原案 p.78

② 関係事業者や市町村との連携

- ・ 海岸保全基本方針の変更を受け、「地域のリスクについて、**気候変動の影響による将来変化も含め**、地元関係者等と共有した上で、地域に根ざしたきめ細やかな海岸管理を推進するため、地域の実情に詳しい地元市町村との連携強化に努める」旨を追記。

目次

3 海岸の保全に関する基本的な事項

3.1 茨城沿岸の保全の方向

3.2 海岸の防護に関する事項

3.3 海岸環境の整備及び保全に関する事項

3.4 海岸における公衆の適正な利用に関する事項

(1) 地域振興との連携・調和

(2) 地域の個性を生かした親しまれる海岸づくり

(3) 海辺への円滑なアクセスの確保

(4) 海岸保全施設の更新

(5) サーフィン等の海岸利用における利便性と海岸集落の 快適性の向上

(6) 多様な海岸域利用の調整・海岸利用のルールづくり

(7) 海岸の魅力の発信

3. 海岸の保全に関する基本的な事項

(6) 多様な海岸域利用の調整・海岸利用のルールづくり

改訂原案 p.85

水の事故を防ぐために
Para evitar os acidentes na água

水遊びをする方へ
Para quem pretende se divertir na água:

- 監視員のいる海で泳ぐ**
Nade onde há vigilância organizada.
- 子供から離れない**
Os responsáveis devem ficar atentos com as crianças.
- 天気を確認**
Verifique o tempo com frequência.
- 川の急流・深みに注意**
Os rios no Japão são perigosos porque a corrente da água é rápida e tem lugares profundos.
- ライフジャケットの着用**
Vista colete salva-vidas e calçados antiderrapantes quando for pescar.
- 飲酒しての遊泳はしない**
Não entre na água depois de tomar bebidas alcoólicas.

戻岸流
Corrente de retorno

ヘッドランドには絶対に近づかない!
Proibido entrar nos molhes.

Ibaraki Police
茨城県警察本部
JCG 茨城海上保安部

- 外国人も含めた海岸利用者への十分な注意喚起と、事故防止に向けた取組みとして、外国語を併記した水難事故注意警告サインを記載。

水難事故注意警告サインの設置例

3. 海岸の保全に関する基本的な事項

(7) 海岸の魅力の発信

改訂原案 p.86

- 民間事業者による海岸利用例を記載。

参考事例：大洗サンビーチ津波避難施設での天体観測会

大洗サンビーチの津波避難施設を活用して、天体観測会を開催しました。当日は約 400 名ぶりと言われる木星と土星の大接近を観ることができました。

開催報告

波音と星空

～ビーチセンターde天体観測会～

令和2年12月19日（土）に、大洗サンビーチ津波避難施設（茨城県東茨城郡大洗町）にて「波音と星空～ビーチセンターde天体観測会～」を開催しました。津波避難施設の新たな活用を目指して企画された本行事は、新型コロナウイルス感染防止に配慮して小規模での開催となりましたが、茨城県内各地より定員に迫る17名のご参加をいただきました。

星空案内人の阿久津講師、増子講師による感星接近のしくみ、星座の由来や日本人の生活と星の関わりについての座学と天体観測を実施しました。天候にも恵まれ、木星と土星の接近、月、アンドロメダ銀河、オリオン星雲を順に観ることができました。望遠鏡での観測は初めての人が大半で、参加者からは「非常に貴重な体験となった」、「ぜひ季節ごとに定期開催して欲しい」との声が寄せられました。

星空案内人
講師 阿久津 富夫さん
 (アマチュア感星観測家)
講師補助 増子 光昭さん
 (星のソムリエ®)

プログラム
 16:30-16:40 開会、講師のご紹介
 16:40-16:50 室内での天体講座
 16:50-17:20 屋外での天体観測
 17:20-18:00 室内での天体講座
 18:00-18:40 屋外での天体観測
 18:40-19:00 津波避難施設紹介、閉会

講師による天体講座
 当日撮影された木星と土星の接近
 木星と土星の接近を観測
 記念撮影
 提供: 阿久津富夫氏

(主催: 夢town 大洗スポーツクラブ、公益財団法人リーフロント研究所)

参考事例：『Create Owarai-笑顔をつくる遊び創りワークショップ』

『Create Owarai-笑顔をつくる遊び創りワークショップ』は、大洗町の観光産業における課題を解決していく共創型プログラムです。現地コーディネーターや講師陣のサポートとともに、地域内外の参加者が3つのテーマごとにチームに分かれて、知恵を出し合い、大洗の魅力を活かしたイベントを企画・実施する実践型ワークショップです。

Create Owarai
 “笑顔をつくる遊び創りワークショップ”
 ご応募受付中!! ~12.24 まで

あなたの「アイデア・企画」で、私たちが一緒に、大洗を盛り上げていきましょう。

「酒蔵」「砂浜」「キャンプ場」がテーマです。

酒蔵・砂浜・キャンプ場という3つのテーマを軸に、あなたならではの視点とアイデアで大洗の新しいコンテンツを作りあげましょう！もちろん、各テーマオーナーやコーディネーターがしっかりサポートするのでご安心を。

酒蔵
 「大洗における「夜の楽しみ方」を創る」
 Theme owner: 大洗天彦 (茨城県酒造組合代表者)

砂浜
 「通年楽しめる「ビーチの楽しみ方」を創る」
 Theme owner: 小野瀬ときよみ (大洗サンビーチ施設マネージャー)

キャンプ場
 「大洗らしいアウトドア」の楽しみ方を創る
 Theme owner: 光又新二郎 (大洗キャンプ場施設マネージャー)

[Coordinator] 大洗町役場、大洗観光協会、大洗町地域おこし協力隊 [SP supporter] 大洗カオス

「Create Owarai ~大洗町で笑顔をつくる遊び創りワークショップ～」の参加者募集 (茨城県大洗町)
 (出典) 一般社団法人大洗町観光協会 HP「よかべ大洗」 <https://www.owarai-info.jp/>

参考事例：サンデーマーケットの開催案内

茨城県ひたちなか市の阿字ヶ浦海岸で開催された「イバフォルニア・マーケット」の開催案内です。このマーケットは、「イバフォルニア・マーケット実行委員会」が主催で、ひたちなか市が後援となり、海水浴場の砂浜で定期的に開催され、人気の高いイベントです。

「イバフォルニア・プロジェクト」が中心となつて、年間を通して様々な活動を実施しています。

IBA FORNIA MARKET
 阿字ヶ浦海岸 5/18 (SAT), 19 (SUN)
 阿字ヶ浦海岸 10:00-16:00
 入場・駐車場無料

Special Support: DINOSE MOTORS, LANDSCAPES KESHIKIYA INC., 服部建興, Shinc lab., AGI
 Access: 阿字ヶ浦海岸

(出典) Facebook/イバフォルニア・プロジェクト 阿字ヶ浦チーム

マーケット開催案内の作成例

民間事業者による海岸利用の例